

The Venetians in Constantinople : the bailo and settlement in 13th century

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-05-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 高田, 良太 メールアドレス: 所属:
URL	https://tohoku-gakuin.repo.nii.ac.jp/records/24087

特集 中近世の東地中海世界における諸民族の混交

コンスタンティノーブルのヴェネツィア人 —— 13世紀のバイロと居留地 ——

高田良太

はじめに

- I. 問題の所在
 - II. 聖職者からバイロへ
 - 1. 修道院を通じた管理
 - 2. バイロの設置へ
 - III. バイロ派遣の実態
 - 1. バイロ制度
 - 2. マルコ・ベンボ
- おわりに

はじめに

今はイスタンブルと呼ばれているコンスタンティノーブルにおいて、ヴェネツィア共和国は長くそして複雑なかたちで関わってきた。そもそも、ヴェネツィア共和国はその起源をたどれば、ビザンツ帝国の領域の一部から生起してきた国家である。7世紀に、ランゴバルト人の掠奪を逃れた避難民によって人の住む場所となったヴェネツィアは、その後、8-9世紀を通じて国家形成が進み、10世紀頃にはヴェネツィアはビザンツ帝国とは異なる国家として、元首を中心とする共和政国家としての道を歩みはじめることになった。

ここで、まずヴェネツィアとビザンツの関係史の概略を整理しておきたい。992年にビザンツ皇帝バシレイオス2世によってヴェネツィアに下賜された黄金印璽文書においては、「ヴェネツィア人」はビザンツ帝国に忠誠を誓う存在 *rogationibus que sub manu nostra sunt* ではあるものの、「外国人」*extraneos* であると明記されており、このことから10世紀末にはビザンツ帝国にとって「ヴェネツィア」や「ヴェネツィア人」は事実上の帝国外同盟勢力としてみなされる存在であったことが分かる⁽¹⁾。その後、ヴェネツィアの提供する艦隊はビザンツが自分の勢力圏を維持するために不可欠な存在となっていた。1082年の黄金印璽文書は、当時ロベール・ギスカールと抗争していたビザンツ帝国に対するヴェ

⁽¹⁾ *I trattati con Bisanzio 992-1198*, eds., M. Pozza / G. Ravegnani, (Venice, 1993), p. 22.

ネツィア艦隊の協力への見返りとして、ビザンツ皇帝アレクシオス1世からヴェネツィアに対して下賜されたものだが、その中ではコンスタンティノープルにおいてヴェネツィア人が居留地を持つことができることが確認されたほか、帝国内の主要都市におけるヴェネツィアへの大幅な交易特権が認められることになった。以後、12世紀における帝国内でのヴェネツィア商人の活動は、ヴェネツィアが商業によって繁栄するための礎となったといえる。

ビザンツ帝国とヴェネツィアの関係にとって転機となったのは、第4回十字軍である。紆余曲折を経てコンスタンティノープルを占領し、ビザンツ帝国を中断させたことで悪名高いこの事件の後に十字軍参加者によって建てられたラテン帝国の後ろ盾となったヴェネツィアは、コンスタンティノープルの総面積の1/3強にあたる広大な面積の管理権を握ることに成功する。しかし、このようにヴェネツィアがラテン帝国の支配下で強い影響力を行使していたために、1261年にニカイア帝国の共同皇帝となっていたミカエル・パライオロゴスがコンスタンティノープルを強襲して、ビザンツ帝国を再興したときには、ヴェネツィア人は追放の憂き目を見ることになる。

再興されたとはいえ往時の力には及ぶべくもないビザンツ帝国は、外交術を繰り広げるなかで生き残りを図っていく。そうしたなかでは、例えば1265年にミカエル8世がヴェネツィアに対して黄金印璽文書を下賜しているように、ビザンツとヴェネツィアは比較的早期に関係を修復したといえる⁽²⁾。しかし、13世紀以降、様々な勢力が拮抗する東地中海情勢のなかで、ビザンツ帝国とヴェネツィアの関係は絶えず流動的であった。こうして、時は15世紀にうつり、メフメト2世によるコンスタンティノープル征服を迎えていく。

以上のようにヴェネツィアとビザンツが別々の国家としての性格を強め、時に利害を共有できずに争うなかにおいて、首都コンスタンティノープルは両者が相対する場として極めて重要な意味を持っていたことはもはや強調するまでもないだろう。コンスタンティノープルは、メフメト2世によって征服される1453年までビザンツ帝国が存続した約1,000年にわたる歴史のなかで、国家としてのヴェネツィアや個人としてのヴェネツィア人がビザンツ帝国と時に交流し、時に対立する場となっていた。いわば「ビザンツ」と「ヴェネツィア」の二つの輪の交わる交点としての意義を持ち続けていたと言える。以上のような問題意識を、次章においては先行研究と一次史料の問題に照らして、より具体的にしていきたい。

⁽²⁾ ビザンツ復興期を挟んだ、ヴェネツィアとビザンツ帝国の外交関係については、拙稿「1204年とクレタ——外部支配地域と中央政府の関係の変容——」井上浩一・根津由喜夫編『ビザンツ——共生と交流の千年帝国——』昭和堂、2013年に詳しい。

I. 問題の所在

本章では、先行研究および史料の状況についてのべたのち、本論文における問題の所在を明らかにする。

まず、先行研究について述べる。コンスタンティノーブルにおけるヴェネツィア人に関する研究は、主として外交史の立場と、ヴェネツィア人居留地の歴史の立場からの二つの流れがある。ヴェネツィアとビザンツの外交史に関しては厚い研究史の蓄積があるが、ニコルによる通史の出版が決定版となっている。より、個別のモノグラフとしてはアンドロニコス2世の対外政策に焦点をあてたライウの研究が挙げられる⁽³⁾。

他方で、コンスタンティノーブルにおけるヴェネツィアの居留地については、20世紀前半からディール、ロベルティ、ブラウン、ベルテレらによって研究されてきた。しかし、こうした研究は主として、ビザンツ帝国とヴェネツィア共和国のあいだで取り交わされた条約などの文言から、居留地のあり方を探ろうとするものであり、居留地の実態に迫るものではなかった。

こうした状況に対して、マルテズはヴェネツィア国立文書館に所蔵された多くの未公刊文書を参照しつつ、居留地の実態に迫った。1970年の著書では、13世紀末からヴェネツィアによって任命される居留地行政の責任者であるバイロについて、在任期間や業務内容について分析を加えている。また、1980年の論文では、12世紀から13世紀にかけて居中地内にあった6つの波止場について、それぞれがどのような機能をもっていたのかを明らかにした。以上のように、マルテズの研究は実証に根ざした人物・制度研究の色合いが強い。同様の切り口で、主としてビザンツ側の史料に根ざした分析をしている研究としては、イコノミデスの研究を挙げることができる⁽⁴⁾。

以上のような研究状況は、例えば、やはり継続して設置されたバイロのもとに居留地が形成されている、オスマン帝国自体のイスタンブルにおけるヴェネツィア人の活動の実態に関わる研究状況が、居留地社会と宮廷との関わりや居留地社会内部について比較的詳細に明らかにしている点とは大きな開きがある。それは、残存史料の問題によるところが大きい。ダーステラーの研究に代表されるように、オスマン帝国のイスタンブルに関してはバイロや外交使節による詳細な報告書が残されている⁽⁵⁾。こうした、豊かな叙述史料に支

⁽³⁾ A.E. Laiou, *Constantinople and the Latins: The Foreign Policy of Andronicus II 1282-1328*, (Cambridge, Massachusetts, 1972).

⁽⁴⁾ N. Oikonomides, *Hommes d'affaires grecs et latins à Constantinople*, (Paris, 1979).

⁽⁵⁾ E.R. Dursteler, *Venetians in Constantinople: Nation, Identity, and Coexistence in the Early Modern Mediter-*

えられているオスマン帝国時代と比べたときには、ビザンツ帝国時代のコンスタンティノープルにおけるヴェネツィア人の活動に関する史料は制約があると言わざるを得ない。主となる史料としては、前述の条約文書があり、とりわけヴェネツィア共和国側で保存されていた外交文書の翻刻と刊行が早くから進められてきた。19世紀にタフェルとトマスが編集・公刊した史料集が13世紀末までの文書を網羅するほか⁽⁶⁾、その後にトマスが単独で刊行した14世紀から1454年までの条約史料集がある⁽⁷⁾。さらに網羅性を高めたのが、ティリエである。ティリエはヴェネツィアの大評議会と元老院の議決集のなかから、ヴェネツィアの東方政策に関係する記録を、フランス語抄訳のかたちで整理した⁽⁸⁾。このティリエの抄訳部分を含む、元老院決議録の翻刻版の刊行が進んでいる⁽⁹⁾。また、中世のヴェネツィアが各国と結んだ条約の翻刻版の刊行を目指すプロジェクトが進行しており、その一環として、ヴェネツィアがビザンツ帝国と結んだ条約も、10世紀から13世紀後半までのものが公刊されている⁽¹⁰⁾。以上のような史料状況からしても、残存史料がビザンツとヴェネツィアの間で取り交わされた条約文書か、ヴェネツィア内で残された対外政策に関わる史料にほぼ限られるということになる。コンスタンティノープルにおけるヴェネツィア人の活動の実態にせまる史料は、やはりオスマン帝国時代のイスタンブルを念頭においたときに、質的にも量的にも、アプローチは自ずから異なる点は強調しておかなければならない⁽¹¹⁾。

研究史と史料状況を整理したうえで、史料的な制約があることがまず問題として浮かび上がってきたが、一方で、研究史における制度史のアプローチと事件史のアプローチとが乖離しているという点も見逃すことはできないだろう。制度史的にみたヴェネツィア人居留地の維持と管理の問題と、ヴェネツィアとビザンツの外交関係の変化の問題とは、史料的な制約も絡み別々に論じられてきた経緯がある。両者の接点を探り、二つのアプローチ

anean, (Baltimore, 2006).

⁽⁶⁾ *Urkunden zur Alteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit Besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante*, eds. G.L. Tafel & G.M. Thomas, 3 vols, (Vienna, 1856-57; repr. Amsterdam, 1964).

⁽⁷⁾ *Diplomatarium Veneto-Levantinum sive acta et diplomata res venetas graecas atque levantis*, ed. G.M. Thomas, 2 vols., (Venice, 1880-1889; repr. New York, 1964).

⁽⁸⁾ *Régestes des Délibérations des assemblées vénitiennes concernant la Roumanie*, ed. F. Thiriet, 2 vols., (Paris, 1966-1971); *Régestes des Délibérations des Sénats de Venise concernant la Roumanie*, ed. F. Thiriet, 3 vols., (Paris, 1959-1961).

⁽⁹⁾ *Venezia-Senato: deliberazioni miste, Registro XVII-XXVIII, XXVIII, XXXIII*, eds., F.X. Leduc et al., (Venice, 2004-).

⁽¹⁰⁾ 前述の *I trattati con Bisanzio 992-1198* のほか、以下の13世紀の条約の校訂版が出版されている。 *I trattati con Bisanzio, 1265-1285*, eds., M. Pozza / G. Ravagnani, (Venice, 1996).

⁽¹¹⁾ ただし、コンスタンティノープルにおいてヴェネツィア人が作成した文書が全く残存していないということではない。例えば、公証人文書では以下の文献がある。A.E. Laiou, "Un notaire vénitien à Constantinople: Antonio Bresciano et le commerce international en 1350", M. Balard (ed.), *Les italiens a Byzance*. (Paris, 1980). この史料の性格や意義について、本論文の最後に触れる。

の協同を模索していくことが、コンスタンティノープルにおけるヴェネツィアの今後の居留地研究においては欠かせないのである。以上の問題意識にたつて、本論文では13世紀後半におけるコンスタンティノープルのヴェネツィア人居留地の維持と管理をめぐる状況について、バイロ制の成立と実態という点を中心に述べていきたい。

II. 聖職者からバイロへ

本章では、主として12世紀から13世紀にかけてのコンスタンティノープルにおけるヴェネツィアの居留地管理の変遷を述べていくことにしたい。

1. 修道院を通じた管理

まず、ヴェネツィアによる居留地管理のはじまりを知る上で重要なのは、先述した、1082年にビザンツ皇帝のアレクシオス1世コムネノスがヴェネツィアに下賜した黄金印璽文書である。その中で、ヴェネツィアへの居留地の特権を示す文言として、第5項がある。以下に引用する。

ヴェネツィア人は、コンスタンティノープルの市街地にある店、工場、家を割り当てられる、そこに付随するものとして、ユダヤ門から見張りの門にいたるまでの、地区を自由に出入りする権利と、金角湾に面したいくつかの倉庫を与えられる。加えて、聖アキンディノス教会、この教会はすでにヴェネツィア人のものとなっているようであるが、この教会がその隣にあるパン焼き窯からの収入を毎年受け取ることができるものとする⁽¹²⁾。

この項目については、アレクシオス1世の後を受けたヨハネス2世コムネノス帝の黄金印璽文書においても強調され、コンスタンティノープルにおけるヴェネツィアの居留地特権を認める制度的な根拠となっている。一方で、パン焼き窯の収入を、ヴェネツィアの俗人ではなく、教会が受け取るようにしている点が重要である。実は、この文書においては他にも教会についての記述がある。たとえば、「[在コンスタンティノープルの]ヴェネツィア人の教会に対する、年毎に金貨20枚を下賜する⁽¹³⁾」という規定や、「ヴェネツィアの聖

⁽¹²⁾ *I tratti con Bisanzio 992-1198*, p. 39.

⁽¹³⁾ *Ibid.*, p. 38.

マルコ教会は、コンスタンティノープルまたはビザンツ帝国内においてアマルフィ人商人の所有するいくつかの建物からあがる収入のなかから金貨3枚を受け取ることができる⁽¹⁴⁾」とする条項である。とりわけ後者からは、条件は限定されてはいるものの、土地管理の主体として教会が指定されている。また、コンスタンティノープルの例ではないが、同じ1082年の黄金印璽文書には、「デュラキオンにある聖アンドレアス教会とその所有地の管理権を⁽¹⁵⁾」ヴェネツィア人に下賜する旨が示されている。このように、ビザンツ帝国とヴェネツィアとの間の協定には、ビザンツ帝国内の特権をヴェネツィアに委ねる際に、教会がひとつの有力な主体となることが強く示唆されているといえる。

実際に、12世紀のコンスタンティノープルの居留地内の土地財産の管理に関しては、ヴェネツィアは俗人ではなく教会と聖職者に委託する部分が多かった。オルランドによれば、ヴェネツィアはコンスタンティノープルにおいて管理権を取得した土地を、1090年にはヴェネツィアにあるベネディクト会の修道院であるサン・ジョルジョ・マッジョーレ修道院に譲渡している。この修道院からは、ヴェネツィア人の修道士が派遣され、現地の分院にあたる教会の管理とともに、土地財産の管理を行っていた。1204年以降のラテン帝国の成立以降の土地財産の管理もこうした、ヴェネツィアの聖職者に依存する方針が継続されていたと思われる⁽¹⁶⁾。

こうした方針がとられていた理由としては、聖職者による記録能力が重視されたことが挙げられる。事実、聖職者はコンスタンティノープル内での所有地の台帳と土地収入のための帳簿を作成していたと思われ、その報告をヴェネツィア本国にある修道院に送っている。本国側でそれらの史料をとりまとめ、修道院財産の管理記録のなかに編集しているのである。おそらくは、12世紀の段階では、ヴェネツィア側にはコンスタンティノープルのような遠隔地における土地財産を管理する能力が行政をはじめとする俗人の側にはなかったため、したがって書字能力を持ち、かつ書簡や帳簿など遠隔地間の財産管理の技術を持っていた聖職者に居留地における土地財産の管理を委ねたのだと推測される。当然のことながら、聖職者は現地のヴェネツィア人に対する司牧や救霊のための活動も要請された⁽¹⁷⁾。以上のように、12世紀から13世紀中葉までの居留地運営において、ヴェネツィアは政府による直接の運営ではなく、教会を中心とする居留地社会を形成することに主眼を置いていた。

⁽¹⁴⁾ *Ibid.*, p. 38.

⁽¹⁵⁾ *Ibid.*, p. 40.

⁽¹⁶⁾ E. Orlando, «Ad profectum patrie La proprietaria ecclesiastica veneziana in Romania dopo la IV crociata», (Rome, 2005), pp. 21-50.

⁽¹⁷⁾ *Ibid.*, pp. 63-72.

2. バイロの設置へ

1261年のビザンツ帝国再興後のビザンツとヴェネツィアの関係については、既に述べたように、両国の間で断続的に交渉がもたれ、和平への模索がなされていく。そして、1277年には、時のビザンツ皇帝アンドロニコス2世パライオロゴスからヴェネツィアに黄金印璽文書が下賜されるかたちで、和平が締結された。この時には、ヴェネツィア人の交易特権が認められた。その内容は免税特権と、コンスタンティノーブルにおけるヴェネツィア人居留地の復活の二つを骨子とする。しかし、1204年以前と比べたときに、権利の内容と範囲には大きな変更が加えられている。このうち、ヴェネツィア人居留地の問題について言えば、コンスタンティノーブルの商業地区がヴェネツィア側に引き渡されることとなった。譲渡されたのは、① バイロとその補佐官の家屋、② ヴェネツィア人商人のための25軒の家屋 ③ ヴェネツィア人の使用される聖母教会と聖マルコ教会の土地財産である⁽¹⁸⁾。なおかつ、ヴェネツィア側の責任者として、バイロとレクトルを設置することが確認された。

以上の文言から、居留地内の管理の主体を、教会人から俗人（バイロ、レクトル）に移管することが、ビザンツ帝国とヴェネツィア共和国のあいだの合意として浮かび上がったことが確認できる。また、和平自体は恒久的なものではなく、以後の両国の外交交渉のなかで幾度も新たな黄金印璽文書が下賜されることになり、居留地の存続をめぐる条件も大きく変化していくことになる。こうした激しい外交交渉のまさに渦中におかれることになったのが、先述のバイロであった。次章では、バイロに焦点を当ててみたい。

III. バイロ派遣の実態

本章では、13世紀後半以降に確立する、バイロ派遣制度について見ていきたい。まず、第1節では制度的な概要を整理し、第2節ではバイロの性格を決定づけることとなった、初代バイロのマルコ・ベンボについて取り上げてみたい。

1. バイロ制度

そもそも、バイロ職自体は、1277年のヴェネツィアとビザンツ帝国の外交関係の回復

⁽¹⁸⁾ *Urkunden zur Alteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit Besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante*, eds. G.L. Tafel & G.M. Thomas, (Vienna, 1857; repr. Amsterdam, 1964), vol. 3, pp. 136-149.

以前から存在していた。この背景となる事情については、次節にて述べることとするが、バイロ職は断絶の期間はあるものの、1453年にビザンツ帝国が滅亡するまで派遣され続けることになる。

マルテズは、バイロの制度的概要について、三つの画期を設けている。まず、1268年から1278年が一つの画期となり、断続的に派遣されているもののコンスタンティノーブル駐留が短期間に終わっている⁽¹⁹⁾。また、1278年以降から1310年が次の画期となる。この期間は、1278年から1285年、1296年から1302年までバイロの駐留が確認できない時期が続く⁽²⁰⁾。また、たとえば、1285年に派遣されたピリノ・ジュスティニアンが1295年まで赴任する一方で⁽²¹⁾、多くの人物が短期間の派遣におわり、また1306年に派遣されたフランチェスコ・ダンドロヤ⁽²²⁾、1308年に派遣されたロドルフォ・ダンドロは任期の切れ目が明記されていない⁽²³⁾。このように、バイロの派遣と駐留をめぐる変動が大きいことがこの期間の特徴である。このように、14世紀までの期間を見るとバイロの派遣や駐留が不安定なかたちで行われていることが分かる。1310年以降が第3の画期であり、1453年までいくつかの例外はあるが、2、3年おきの派遣がなされている。

そして、そもそもなぜバイロがコンスタンティノーブルに派遣・駐留することになったのだろうか。バイロはヴェネツィア本国の行政府の代理ともいべき強い行政執行権を与えられて東地中海世界の各地のヴェネツィア領の港湾に派遣される行政官職である。はじめて、コンスタンティノーブルにバイロとして派遣されたマルコ・ベンボももともとはヴェネツィア領となっていたネグロポンテ（現在のエウボイア島）のバイロであり、このことがコンスタンティノーブルに派遣される行政官をバイロ職とすることになった可能性もあるだろう。ただし、職務内容を見ると別の側面が浮かび上がってくる。というのも、マルコ・ベンボが派遣された1268年時点では、バイロの行政管区となる居留地は回復されていない。他方で、マルコ・ベンボはビザンツ皇帝政府との交渉にあたる任務を帯びていた。この交渉でヴェネツィア本国政府の代理としての責務を果たすために、バイロとしての職務で赴いたとみるべきであろう。その後、バイロはビザンツ皇帝によってヴェネツィアの居留地社会の長としての立場を認められることになった⁽²⁴⁾。

以上のように、コンスタンティノーブルのバイロ職は、本来のバイロ職に委ねられた居

⁽¹⁹⁾ Ch. Maltezu, *Ο Θεσμός του εν Κωνσταντινοπόλει Βενετού Βαίλου*, (Athens, 1970), pp. 99-102.

⁽²⁰⁾ *Ibid.*, pp. 103-106.

⁽²¹⁾ *Ibid.*, p. 104.

⁽²²⁾ *Ibid.*, pp. 106-107.

⁽²³⁾ *Ibid.*, p. 107.

⁽²⁴⁾ *Ibid.*, pp. 104-107; G. Spiazzi, "Marco Bembo" *Dizionario biografico degli italiani*, 8 (1966).

留地行政の責任者という役割を越えて、コンスタンティノープルという場で本国政府を代表してビザンツ皇帝政府との外交折衝に当たることを期待されている時点で、いささか特殊な制度的起源を持っているといえる。そして、このように外交業務という本来のバイロの職制にはない職務をコンスタンティノープルのバイロが担う要因となったと思われるのが、先に述べたマルコ・ベンボである。次節にて、彼の活動をたどってみたい。

2. マルコ・ベンボ

『イタリア人名事典』によれば、マルコ・ベンボは、1230年頃にヴェネツィアの名門家系のひとつであるベンボ家に生まれた。1259年にはザラの行政官職に就いていた可能性が指摘されている。その後、1264年から80年末までは本国で行政官職に就いていた。マルコ・ベンボは二回、コンスタンティノープルのバイロ職を務めている。一度目は先述した、翌68年に元首ピエトロ・ゼノとともにビザンツ皇帝との外交交渉に参加し、休戦協定の更新にあたった時である。その後、マルコ・ベンボは外交官としてのキャリアを歩むことになる。こうしたことから、マルコ・ベンボは本国を早くから離れて海外でキャリアを積むような、「東方ヴェネツィア人」と呼ばれる人物であったことが伺える⁽²⁵⁾。そののち、76年にはマテオ・グラドニーゴとともにコンスタンティノープルを訪問し、マテオが客死したために単独でビザンツ帝国政府との交渉を続け、77年の和平条約締結へと漕ぎ着けた。その後、ジェノヴァや教皇庁を訪れて交渉を行っている。その後、1296年にコンスタンティノープルに再びバイロとして派遣され、現地で客死した⁽²⁶⁾。

コンスタンティノープルでのマルコ・ベンボの死亡のいきさつは次のようになる。そもそも、マルコ・ベンボがコンスタンティノープルを訪れた1296年は、情勢が混沌としている時期であった。1293年から始まったジェノヴァとヴェネツィア間の戦争はコンスタンティノープルにも飛び火しており、当時ペラ地区にあったジェノヴァ人居留地をヴェネツィア艦隊が不意に襲撃し、焼き討ちする事件が起こった。この事件の責任を問われるかたちで、ベンボはコンスタンティノープルにいた他のヴェネツィア人とともに皇帝に捕らえられ、ジェノヴァ側に引き渡されたのちに殺害されたとされる。

マルコ・ベンボの殺害事件をめぐることは、史料的にも研究史的にもみても整合のとれない部分が多い。事件の経過をめぐることも、ビザンツ側の年代記において、著者パキユメレ

⁽²⁵⁾ 「東方ヴェネツィア人」については、以下の文献を参照のこと。高田京比子「中世地中海における人の移動——キプロスとクレタの「ヴェネツィア人」——」前川和也編著『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房、2009年、185-213頁。

⁽²⁶⁾ G. Spiazzi, *op. cit.*

スが「ヴェネツィア艦隊が不意に金閣湾に出現した」と記述するのにたいして、ヴェネツィア側にとって年代記を書いたアンドレア・ダンドロは、事件の背後にはジェノヴァとビザンツの間での密約があったとする。ライウはジェノヴァ側の記述との整合性から、ビザンツ側の史料をより史実に近いとして採用しているが、二つの記述の矛盾は解消されていない⁽²⁷⁾。また、この時のアンドロニコス2世パライオロゴスの立場をめぐっても論争がある。ニコルは皇帝は中立な立場にあったと主張するが⁽²⁸⁾、『イタリア人名事典』のマルコ・ベンボの項を執筆したスピアッツィは、皇帝には明らかにジェノヴァ側に肩入れする意図があったと主張している⁽²⁹⁾。このように、マルコ・ベンボの死をめぐっては議論の余地があるとはいえ、彼の職務とは関係なく事件に連座させられて殺害されたことは一次史料も二次文献も共通している。

マルコ・ベンボの死は当然のことながら、回復しつつあったヴェネツィアとビザンツのあいだの関係に再び深い溝をつくることになった。しかし、1299年にヴェネツィアとジェノヴァが休戦協定を結んで関係の回復が図られたこと、またエーゲ海におけるカタロニア傭兵団の跋扈や、トルコ系勢力の台頭による小アジア情勢の悪化により、ヴェネツィアとビザンツの双方で協力の機運が高まる。1302年にアンドロニコス2世がヴェネツィアに対して特権を下賜することで、関係の修復が図られた⁽³⁰⁾。この時に、ヴェネツィア側からはヤコポ・トレヴィザンが派遣されたが、彼は「特使及びバイロ」*nuncius et bajulus*の資格を帯びて派遣されている⁽³¹⁾点は重要であろう。コンスタンティノーブルに派遣されるバイロには単なる居留地行政の遂行とともに、ビザンツ帝国政府との折衝が含まれることが制度的に明らかにされたということになる。以後も、ヴェネツィアの居留地はヴェネツィアとビザンツのあいだを繋ぐ存在であるとともに、その存在そのものをめぐって引き続きヴェネツィアとビザンツとの間の交渉が進められていくこととなる。コンスタンティノーブルのバイロの置かれた難しい立場を、マルコ・ベンボの事件はよく示しているといえる。

おわりに

これまでの考察をまとめておこう。ヴェネツィアの海外領土や居留地の経営の特色は本国からの貴族出身の行政官の派遣にある。コンスタンティノーブルにおけるヴェネツィア

⁽²⁷⁾ A.E. Laiou, *Constantinople and the Latins*, pp. 105.

⁽²⁸⁾ D.M. Nicole, *Byzantium and Venice: A Study in Diplomatic and Cultural Relations*, (London, 1988), p. 190.

⁽²⁹⁾ G. Spiazzi, *op. cit.*

⁽³⁰⁾ D.M. Nicole, *op. cit.*, pp. 220-221.

⁽³¹⁾ Ch. Maltezou, *op. cit.*, p. 106.

人居留地においてもバイロが本国から派遣されたが、バイロ派遣までに至る経緯は紆余曲折をたどった。当初、居留地経営の主体となったのはベネディクト会系の修道院であり、続いてヴェネツィア人の中でも東地中海世界によく通じた、マルコ・ベンボのような人物がその任務にあたることになった。最終的に、貴族出身の行政官が定期的に派遣されるのは14世紀に入ってからのことであり、時期的にみてバイロ派遣の制度が整うまでにかなり時間がかかったことが分かる。

また、コンスタンティノーブルという場所がビザンツ帝国の首都であるという特異性も、バイロ職の職務に大きな影響を与えた。とりわけ13世紀後半にヴェネツィアとビザンツ帝国の関係が不安定であったために、ヴェネツィアにとっては外交交渉を担う人材がコンスタンティノーブルに常駐していることは欠くことができなかった。

以上から、単なる居留地行政を担う存在ではなく、流動的な外交関係を担う存在としてもバイロ職が重要な意味を持っていたことが浮かび上がってくる。とはいえ、本稿ではバイロの業務の具体的なあり方や、14世紀以降の位置付けについて明確にすることはできなかった。この点は今後の課題となる。史料としては、やはり14世紀のヴェネツィア領となっていたクレタ島で活動していた公証人であるアントニオ・ブレシャーノの残した公証人記録のなかに、コンスタンティノーブルのヴェネツィア人居留地に関する情報がよく残されていることが知られている。この史料の精査によって、居留地の内情についての知見を深めていくことができるだろう。

参考文献

一次史料

- Diplomatarium Veneto-Levantinum sive acta et diplomata res venetas graecas atque levantis*, ed. G.M. Thomas, 2 vols., (Venice, 1880-1889; repr. New York, 1964).
- I tratti con Bisanzio 992-1198*, eds., M. Pozza / G. Ravegnani, (Venice, 1993).
- I trattati con Bisanzio, 1265-1285*, eds., M. Pozza / G. Ravegnani, (Venice, 1996).
- Regesten der Kaiserurkunden des oströmischen Reiches von 565-1453*, 5 vols., ed. F. Dölger, (Munich and Berlin, 1924-1965; repr. Munich 1977).
- Régestes des Délibérations des assemblées vénitiennes concernant la Roumanie*, ed. F. Thiriet, 2 vols., (Paris, 1966-1971).
- Régestes des Délibérations des Senâte de Venise concernant la Roumanie*, ed. F. Thiriet, 3 vols., (Paris, 1959-1961).
- Urkunden zur Alteren Handels- und Staatsgeschichte der Republik Venedig mit Besonderer Beziehung auf Byzanz und die Levante*, eds. G.L. Tafel & G.M. Thomas, 3 vols, (Vienna, 1856-57; repr. Amsterdam,

1964).

Venezia-Senato : deliberazioni miste, Registro XVII-XXVIII, XXVIII, XXXIII, eds., F. X. Leduc et al., (Venice, 2004-).

二次文献

欧語文献

Dursteler, E.R., *Venetians in Constantinople : Nation, Identity, and Coexistence in the Early Modern Mediterranean*, (Baltimore, 2006).

Maltezos, Ch., *Ο Θεσμός του εν Κωνσταντινούπολις Βενετού Βαΐλου*, (Athens, 1970).

—, “Il quartiere veneziano di Costantinopoli”, in : *Actes du XV^e congrès international d'études byzantines*, Athènes, septembre 1976, vol. 4, Histoire, (Athens, 1980), pp. 208-239.

Laiou, A.E., *Constantinople and the Latins : The Foreign Policy of Andronicus II 1282-1328*, (Cambridge, Massachusetts, 1972).

—, “Un notaire vénitien à Constantinople : Antonio Bresciano et le commerce international en 1350”, in : M. Balard (ed.), *Les italiens a Byzance*. (Paris, 1980).

Nicole, D.M., *Byzantium and Venice : A Study in Diplomatic and Cultural Relations*, (London, 1988).

O'Connell, M., *Men of Empire : Power and Negotiation in Venice's Maritime State*, (Baltimore, 2009).

Oikonomides, N., *Hommes d'affaires grecs et latins à Constantinople*, (Paris, 1979).

Orlando, E., «*Ad profectum patrie La proprietaria ecclesiastica veneziana in Romania dopo la IV crociata*», (Rome, 2005).

邦語文献

マクニール, W・H (清水廣一郎訳) 『ヴェネツィア——東西ヨーロッパのかなめ, 1081-1797——』岩波書店, 1979年。

櫻井康人「マルシリオ・ゾルジの『報告書』に見るフランク人の現地人支配」『史潮』第74巻, 2013年, 4-22頁。

高田良太「1204年とクレタ——外部支配地域と中央政府の関係の変容——」井上浩一・根津由喜夫編『ビザンツ——共生と交流の千年帝国——』昭和堂, 2013年, 205-231頁

高田京比子「中世地中海における人の移動——キプロスとクレタの「ヴェネツィア人」——」前川和也編著『空間と移動の社会史』ミネルヴァ書房, 2009年, 185-213頁。